

# 令和3年度 第1回 佐久市少年センター運営協議会次第

日 時 令和3年5月10日(月)  
午後1時30分  
会 場 佐久市役所8階 大会議室

## 委嘱書交付

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 役員選出
- 5 会長あいさつ
- 6 会議事項
  - (1) 少年センターについて
  - (2) 令和2年度事業報告について
  - (3) 令和3年度事業計画(案)について
  - (4) その他
- 7 閉 会

資料



令和3年度

青少年対策事業の概要

伸びよう  
伸ばそう  
青少年



佐久市教育委員会

佐久市少年センター

# 目 次

|                     |   |
|---------------------|---|
| ・ 佐久市少年センター概要 ..... | 1 |
|---------------------|---|

## 【育成関係】

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| ・ 令和2年度 青少年健全育成事業報告 .....         | 4 |
| ・ 令和3年度 青少年健全育成事業計画（案） .....      | 7 |
| ・ 佐久市少年センター育成推進員の主な年間業務について ..... | 9 |

## 【補導関係】

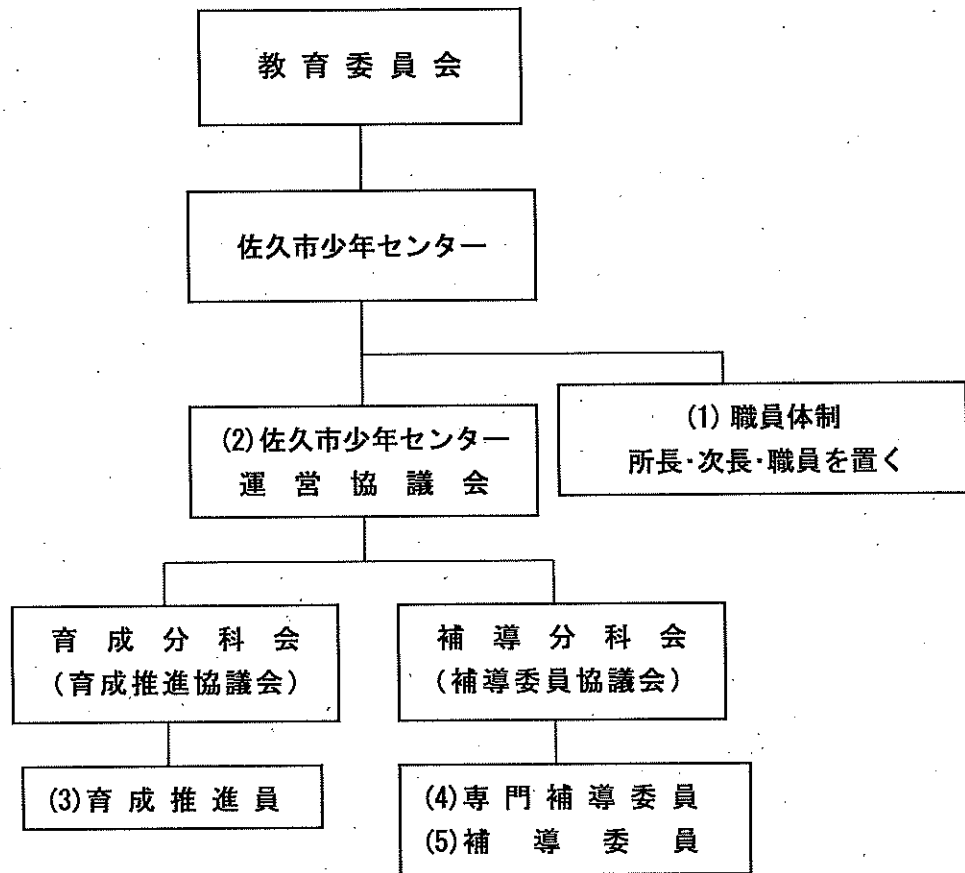
|                              |    |
|------------------------------|----|
| ・ 令和2年度 青少年補導活動事業報告 .....    | 11 |
| ・ 令和3年度 青少年補導活動事業計画（案） ..... | 13 |

## 《関係資料》

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| ・ 青少年健全育成都市宣言 .....            | 16 |
| ・ 佐久市少年センター条例 .....            | 17 |
| ・ 佐久市少年センター条例施行規則 .....        | 19 |
| ・ 佐久市少年センター育成推進協議会規約 .....     | 20 |
| ・ 佐久市少年センター補導委員協議会規約 .....     | 22 |
| ・ 佐久市有害図書類等の規制に関する条例 .....     | 23 |
| ・ 佐久市有害図書類等の規制に関する条例施行規則 ..... | 27 |

# 令和3年度 佐久市少年センター 概要

## 1 組織図



※カッコ内の数字で記している名称等の詳細については、以下「2 組織」で説明しています。

## 2 組織

### (1) 職員体制

所長1名 次長1名 係長1名 係2名

### (2) 運営協議会委員 (17名)

少年センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有するもので組織する。

### (3) 育成推進員 (245名)

職務内容は、地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や、地区子ども会等の活動を推進するとともに、育成会の組織づくりをする。

### (4) 専門補導委員 (3名)

職務内容は、青少年補導及び育成に関すること、電話相談等を行う。

### (5) 補導委員 (113名)

職務内容は、市内各地区や小中高等学校から選出された補導委員が、少年センターの補導計画に基づき、市内の駅周辺や大型店、ゲームセンター等を中心に巡回し、問題行動の青少年の発見や指導にあたり、「愛のひと声」運動を行う。

## 青少年健全育成活動

|                   |  |  |
|-------------------|--|--|
| 主な推進団体等           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久市少年センター育成推進員（245名）</li> <li>・地区育成会 ・PTA ・子ども会 ・地域</li> </ul> |  |
| 推進項目              | 主な活動内容   |  |
| 1 明るい家庭づくり        | 佐久市青少年健全育成市民集会開催<br>「家庭の日」の啓発活動  |  |
| 2 心豊かなたくましい青少年づくり | 佐久市ジュニアリーダー研修事業<br>銀河連邦子ども留学交流事業   |  |
| 3 健全な社会環境づくり      | 環境浄化活動<br>メディアリテラシーの向上<br>青少年の社会参加活動<br>地区育成活動   |  |

## 青少年補導活動

|          |   |  |
|----------|---|--|
| 主な推進団体等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久市少年センター補導委員（113名）・専門補導委員（3名）</li> <li>・学校 ・PTA ・警察 ・地域</li> </ul>   |  |
| 実施項目     | 主な活動内容  |  |
| 1 街頭補導活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週5回（月・火・水・木・金）街頭補導活動を実施</li> <li>・小学校・中学校・高等学校への学校訪問を計画的に実施</li> <li>・学校職員・PTA（保護者）との合同街頭補導の実施</li> </ul>  |  |
| 2 少年相談活動 | <p>専門補導委員は、少年が抱く悩みや家庭・地域が抱えている青少年に関する問題の相談に応じ、注意・助言を行う。ケースによっては、より専門的な関係機関に引き継ぎ、問題の解決を図る。</p>   |  |
| 3 環境浄化活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の推進</li> <li>・有害環境チェック活動の実施</li> <li>・地下道や橋梁等の落書消し、清掃活動等の実施</li> </ul>   |  |
| 4 啓発活動   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年センターだよりを公民館報・ホームページに掲載</li> <li>・青少年健全育成のぼり旗の設置（7・11・2月の強調月間）と街頭啓発の実施</li> <li>・メディアの危険性についてや補導活動等のパネル展示</li> <li>・薬物乱用防止展示を活用し、薬物の恐さの啓発</li> </ul> |  |

# 育 成 関 係

## 令和2年度 青少年健全育成活動事業報告

### 明るい家庭づくり

#### 1 佐久市青少年健全育成市民集会

目的：未来を担う青少年が心豊かにたくましく成長することを願い、市民総ぐるみで青少年の健全育成について考える集会。

予定日：令和3年1月17日（日）→新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 2 「家庭の日」（毎月第3日曜日）啓発活動（別紙資料 1～2P）

親子の絆やふれあいを深め、温もりある家庭づくりを推進するため、市公民館報掲載の「少年センターだより」及び情報誌「佐久っ子だより」等の中での普及啓発に努めた。

### 心豊かなたくましい青少年づくり

#### 1 佐久市ジュニアリーダー研修

目的：子どもたちの生活体験・自然体験や、社会体験の不足が指摘されている中で、多彩な体験ができる機会を提供することで、「生きる力」を持った人間性豊かな子どもの育成を目指す。また、市内小学校からの参加者等との交流により、広範囲な友達づくりと子ども会等のリーダーとしての技能と態度を身につける。

対象者：市内小学校5・6年生

予定期間：令和2年6月～令和3年1月（15回）

→新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 2 銀河連邦子ども留学交流

目的：銀河連邦共和国の代表児童が一堂に会し、教育文化交流・体験交流を通して共和国の子どもたちが手をつなぎ、友情の輪を広げると共に各共和国への理解を深めることを目的とする。

場所：タイキ共和国（北海道大樹町） 対象者：市内小学5年生

予定日：令和2年8月5日（水）～8月7日（金）

→新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 健全な社会環境づくり

#### 1 環境浄化活動

長野県青少年サポーター・育成推進協議会理事・補導委員協議会理事・ジュニアリーダー研修生によるゴミ拾い等の清掃活動。

予定日：令和2年9月22日（火）→新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 2 メディアリテラシー（メディアからの情報を正しく受け取る能力）の向上

スマホ等でインターネット上の有害情報へアクセスして、事件に巻き込まれることのないよう佐久市ジュニアリーダー研修等に併せて啓発パンフレットを配布し啓発を行う。

予定日：令和2年6月～令和3年1月 →新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3 青少年の社会参加活動

#### (1) 佐久市子どもまつり

目 的：ものづくりを通して、親子の絆を深めるとともに、指導者と子ども達との世代間交流を図る。

予 定 日：令和2年7月5日（日）→新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### (2) お家でできるものづくりの紹介（別紙資料 3～4 P）

目 的：新型コロナウイルスの影響により子どもまつりが中止となり、また、外出自粛をしている子ども達に向けて、家でも出来るものづくりの情報を市ホームページにて公表し、各家庭において、ものづくりを行ってもらい親子の絆を深める。

実施期間：令和2年4月～令和2年7月

#### (3) 「信州あいさつ運動」（別紙資料 1～2 P）

目 的：家庭や地域手でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する。

実施内容：7・11月に、「信州あいさつ運動」を周知する啓発用ポケットティッシュを、JR中込駅・岩村田窓口や市内公共施設等の窓口に設置し、配布した。また、毎月11日は「信州あいさつの日」とされているため、公民館報掲載の「少年センターだより」や情報誌「佐久っ子だより」等の中で普及啓発に努めた。

### 4 地区育成活動の推進

#### (1) 育成推進員の活動

地域の特性を活かした青少年健全育成活動事業を担い、青少年健全育成会や地区子ども会とともに文化活動、スポーツ活動、郷土の伝承文化を継承する活動、奉仕活動やレクリエーション活動等の体験活動を推進した。

| 実施日             | 曜日  | 内 容   | 実施場所等    |
|-----------------|-----|---|----------|
| 4月16日           | (木) | 第1回 理事会<br>(令和元年度事業報告・決算報告および令和2年度事業計画・予算案について)             | 書面開催     |
| 5月14日           | (木) | 佐久市少年センター育成推進協議会 総会<br>(令和元年度事業報告・決算報告および令和2年度事業計画・予算案について) | 書面開催     |
| 7月6日            | (月) | 地区青少年健全育成事業計画書及び予算書提出<br>育成推進協議会 地域体験活動補助金申請                | 各区より申請〆切 |
| 7月16日<br>19:00～ | (木) | 第2回 理事会<br>(育成推進協議会地区交付金、地域体験活動補助金の承認について)                  | 南棟3階大会議室 |
| 9月11日           | (金) | 育成推進協議会地区交付金交付 (26地区)                                       |          |
| 3月5日<br>19:00～  | (金) | 第3回 理事会<br>(令和2年度事業報告および令和3年度事業計画について)                      | 南棟3階大会議室 |



(2) 各地区での青少年健全育成事業

市内地区育成会、支部P T A、育成推進員による青少年健全育成活動

(「令和2年度地区青少年健全育成事業実績報告書」に基づき集計)

- ・文化的活動・・・・・・・・・・・・・・ 799件  
(支部児童会、講演会、交通安全教室、書道教室、文化祭等)
- ・レクリエーション・・・・・・・・・・・・ 185件  
(お楽しみ会、歓送迎会、親子レクリエーション等)
- ・スポーツ活動・・・・・・・・・・・・・・ 1,430件  
(球技大会、球技教室、地区運動会、ラジオ体操等)
- ・郷土伝統・文化継承行事・・・・・・・・ 62件  
(祇園祭、どんど焼き、獅子舞、道祖神、しめ縄、郷土芸能等)
- ・奉仕活動・・・・・・・・・・・・・・ 173件  
(美化清掃活動、敬老会参加、資源回収、防犯活動、花壇づくり等)

※ 上記は、「令和2年度地区青少年健全育成事業報告書」に基づき集計したものです。

## 令和3年度 青少年健全育成事業計画（案）

次代を担う青少年の生きる力を育み、意欲と思いやりのある心を身につけ、心身ともに健やかでたくましく育つよう「明るい家庭づくり」「心豊かなたくましい青少年づくり」「健全な社会環境づくり」を基本とし、広く市民の理解と協力を得ながら、家庭・学校・地域・関係諸団体が連携して、地域に根ざした活動の展開を図る。

※新型コロナウイルスの感染状況により、日時や内容が変更・中止となる場合があります。

### 明るい家庭づくり

家庭は、青少年が基本的な生活習慣や社会マナーを身につけ、豊かな情操を育み、健康な体をつくるなど、人間形成の基礎を培う重要な役割と責任を担っている。

しかし、今日の家庭は、親子関係の希薄化、教育力の低下、児童虐待など様々な問題が指摘されている。このため、市民集会や広報誌等を通じて、市民総ぐるみで青少年健全育成について考える場をつくり、家庭での会話やふれあい等による親子の信頼を高めるため、意識の向上を図る。

#### 1 佐久市青少年健全育成市民集会（予定）

期 日 令和3年11月27日（土）

場 所 佐久平交流センター

内 容 講演：講師 未定

中学生による意見発表予定

特別展示企画：長野県警察本部 薬物乱用防止広報パネルによる啓発予定

#### 2 「家庭の日」（毎月第3日曜日）啓発活動

親子の絆やふれあいを深め、温もりある家庭づくりを推進するため、佐久市ホームページの「少年センターだより」及び情報誌「佐久っ子だより」等の中での普及啓発に努める。

### 心豊かなたくましい青少年づくり

子どもたちに様々な生活体験や活動体験の機会を提供することにより、豊かな感性や社会性、自主性、創造性を培い、社会変化の著しい時代にふさわしい、地域のリーダーを育成する。

#### 1 佐久市ジュニアリーダー研修

期 間：令和3年6月5日（土）～令和4年1月23日（日）まで15回程度（予定）

募集定員：午前・午後の部各20名

#### 2 銀河連邦子ども留学交流

期 日：令和3年7月下旬～8月上旬のうち三日間（2泊3日）

場 所：タイキ共和国（北海道大樹町）

募集定員：4名（予定）

### 健全な社会環境づくり

#### 1 環境浄化活動

##### （1）美化活動の実施

長野県青少年サポーター・育成推進協議会理事・補導委員協議会理事・ジュニアリーダー研修生によるゴミ拾い等の美化活動の実施。

期 日：令和3年9月または10月

#### 2 メディアリテラシー（メディアからの情報を正しく受け取る能力）の向上

（1）スマホ等でインターネット上の有害情報へアクセスして、事件に巻き込まれることのないよう佐久市ジュニアリーダー研修等に併せて啓発パンフレットを配布する。

### 3 青少年の社会参加活動

青少年が地域社会の一員として誇りと責任を自覚するとともに地域の連帯感を醸成し、社会活動への積極的な参加を促す。

#### (1) 佐久市子どもまつり

目的：ものづくりを通して、親子の絆を深めるとともに指導者と子どもたちとの世代間交流を図る。

期 日：令和3年7月11日（日）

場 所：市民創練センター

複数のブース（予定）を設置し、おもちゃ作り等の体験機会を設ける。

#### (2) 信州あいさつ運動

目的：家庭や地域手お互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する。

内 容：7・11・2月に、駅やショッピングモール等にて啓発活動を実施予定。また、毎月11日は、「信州あいさつの日」とされているため、佐久市ホームページの「佐久市少年センターだより」や情報誌「佐久っ子だより」等の中で普及啓発に努める。

### 4 育成推進員の活動

地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や地区子ども会とともに文化活動、スポーツ活動、郷土の伝承文化を継承する活動、奉仕活動やレクリエーション活動等の体験活動を推進する。

令和3年度 主な年間事業について（予定）

| 月 日       | 行 事 ・ 諸 会 合                           | 摘 要       |
|-----------|---------------------------------------|-----------|
| 4月19日（月）  | ・第1回理事会                               |           |
| 5月～       | ・2021年度全国子ども会安全会 加入申込                 |           |
| 5月15日（土）  | ・育成推進協議会総会                            | 市民創練センター  |
| 5月下旬      | ・令和3年長野県子ども会連絡協議会総会                   |           |
| 6月上旬      | ・第2回理事会                               |           |
| 7月        | ・青少年の非行問題に取り組む全国強調月間<br>・有害環境浄化活動強化月間 |           |
| 9月下旬      | ・環境浄化活動作業（理事）                         |           |
| 11月       | ・子ども・若者育成支援強調月間                       |           |
| 11月27日（土） | ・佐久市青少年健全育成市民集会                       | 佐久平交流センター |
| 1月        | ・青少年健全育成県民大会                          |           |
| 3月上旬      | ・第3回理事会                               |           |

## 佐久市少年センター育成推進員の主な年間業務について（予定）

### 1 年間業務表

| 月      | 時期  | 内 容                       | 主な業務                                    | 備考            |
|--------|-----|---------------------------|---|---------------|
| 5月     | 上旬～ | 全国子ども会安全会入会事務             | 1人年間150円の掛金による保険の加入取りまとめと加入書類の提出（希望区のみ） |               |
|        | 15日 | 育成推進協議会総会（事業計画案・予算案について）  | 総会への出席                                  |               |
| 6月     | 中旬  | 地区青少年育成事業計画書・予算書の提出       | 地区青少年育成事業計画書・予算書の作成及び提出                 |               |
|        |     | 地域体験活動補助金交付申請書提出          | 地域体験活動補助金の交付申請                          |               |
| 8月     | 上旬  | 育成推進協議会活動費交付金の交付          | 各地区へ交付金交付（計画書を提出した地区のみ交付）               | 地区理事を通して交付します |
| 11月    | 27日 | 佐久市青少年健全育成市民集会（意見発表・講演会等） | 集会への参加                                  |               |
| 12月～3月 |     | 地域体験活動補助金実績報告及び請求         | 実績報告書及び請求書の提出                           |               |
| 3月     | 上旬  | 地区青少年育成事業報告書の提出           | 育成事業年間報告書の作成・提出                         |               |
|        | 上旬  | 地区青少年育成事業決算書の提出           | 育成事業決算書の作成・提出                           |               |

### 2 主な業務についての説明

#### (1) 育成推進協議会理事について

育成推進協議会では「佐久市少年センター育成推進協議会規約」に基づき、下記の26地区からなる「地区協議会」が設置されています。

また、この地区協議会より、1名が『理事』として選出されます。

理事は、地区協議会の開催、育成推進協議会理事会への出席、育成推進協議会活動費交付金等の交付作業、諸会議への出席などしていただきます。

#### 【佐久市少年センター育成推進協議会 地区協議会】

- ・岩村田地区    ・小田井地区    ・平根地区    ・中佐都地区    ・高瀬地区    ・野沢地区
- ・桜井地区    ・岸野地区    ・前山地区    ・大沢地区    ・中込地区    ・平賀地区
- ・内山地区    ・三井地区    ・志賀地区    ・田口地区    ・青沼地区    ・臼田地区
- ・切原地区    ・中津地区    ・甲地区    ・南御牧地区    ・本牧地区    ・布施地区
- ・春日地区    ・協和地区

# 補 導 関 係

# 令和2年度 青少年補導活動事業報告

## 街頭補導活動

### 1 街頭補導実施状況及び補導内容

- (1) 街頭補導実施回数 (4月～3月) 217回 (前年同期 204回)
- (2) 従事補導委員数 (4月～3月) 延べ862人 (前年同期 937人)
- (3) 補導した少年数 (4月～3月) 4人 (前年同期 2人)

|       | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 有職者<br>無職者 | 合計 | 前年度 |
|-------|-----|-----|-----|------------|----|-----|
| 怠学    |     |     |     |            |    |     |
| 飲酒    |     |     |     |            |    |     |
| 喫煙    |     |     |     |            |    |     |
| 不良交遊  |     |     |     |            |    |     |
| 盛り場徘徊 |     |     |     |            |    |     |
| 不健全娯楽 |     |     |     |            |    |     |
| 夜遊び   |     |     |     |            |    |     |
| その他   |     | 4   |     |            | 4  | 2   |
| 合計    |     | 4   |     |            | 4  | 2   |

※不健全娯楽・・・高校生のみでのゲームセンターの人数は含まない。※その他は、自転車の二人乗りや盗電を含む。

### (4) 補導活動時の「声かけ」人数

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 254 | 273 | 334 | 287 | 293 | 270 | 381 | 274 | 309 | 194 | 249 | 361 | 3,479 |

(前年) { 123 210 282 190 254 268 315 235 275 255 325 203 2935 }

### 2 市内4小学校、全8中学校・8高等学校への学校訪問を実施し情報交換を実施

### 3 学校職員・PTAとの合同街頭補導を実施 (10月)

### 4 巡回中の注意点・問題事項及び特異事項等の把握 件数(4月～3月) 15件

## 啓発活動

### 1 青少年健全育成のぼり旗の設置と街頭啓発の実施

- (1) 7・11・2月の強調月間に市役所玄関前にのぼり旗を設置した。
- (2) 強調月間にあわせて、市内の駅窓口や、図書館、公民館、自習室等の公共施設等の窓口に啓発用ポケットティッシュ(子ども・若者向け相談窓口の紹介等)を設置し、配布した。

### 2 「信州あいさつ運動」の実施

強調月間にあわせて、「信州あいさつ運動」を周知する啓発用ポケットティッシュを、駅窓口や市内公共施設等の窓口に設置し、配布した。

## 活動報告

| 実施日    | 曜日 | 内 容   | 実施場所     |
|--------|----|---|----------|
| 4月16日  | 木  | 第1回 理事会（総会の書面決議及び協議内容について）                                      | 市役所南棟    |
| 5月14日  | 木  | 佐久市少年センター補導委員協議会総会 ※書面決議にて開催                                    |          |
| 5月19日  | 火  | 県補導センター・同補導委員会両連絡協議会第1回合同理事会<br>※書面決議にて開催（東御市）                  |          |
| 6月4日   | 木  | 第2回 理事会 ※中止   | 市役所南棟    |
| 6月10日  | 水  | 県補導センター・同補導委員会両連絡協議会第2回合同理事会<br>※中止                             | 東御市      |
| 7月～8月  |    | 夜間補導実施  | 浅間地区     |
| 7月1日   | 水  | 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」街頭啓発活動<br>※中止のため、市内公共施設の窓口にて啓発用ポケットティッシュを配布  |          |
| 7月4日   | 土  | 中込七夕まつり特別巡回（夜間補導） ※中止   | 中込地区     |
| 7月5日   | 日  | 佐久市子どもまつり ※中止   | 野沢会館     |
| 7月9日   | 木  | 第45回長野県青少年補導活動推進大会 ※中止  | 東御市      |
| 7月18日  | 土  | 岩村田祇園祭特別巡回（夜間補導） ※中止  | 岩村田地区    |
| 7月25日  | 土  | 野沢祇園祭特別巡回（夜間補導） ※中止   | 野沢地区     |
| 8月1日   | 土  | 白田よいよやさ特別巡回（夜間補導） ※中止   | 白田地区     |
| 8月14日  | 金  | 浅科どんどん祭り特別巡回（夜間補導） ※中止  | 浅科地区     |
| 8月15日  | 土  | 望月榊祭り特別巡回（夜間補導） ※中止   | 望月地区     |
| 8月18日  | 火  | 県補導委員会会長・事務局担当者会議<br>※中止（会議資料のみ送付）                              | 塩尻市      |
| 8月20日  | 木  | 第48回青少年補導センター東信4市連絡会会議 ※中止                                      | 東御市      |
| 9月3日   | 木  | 第3回 理事会 ※中止   | 市役所南棟    |
| 9月22日  | 火  | 環境浄化活動（清掃） ※中止  | 千曲川河川敷   |
| 10月23日 | 金  | 県補導委員会会長・同補導センター所長研修会（会長・次長出席）                                  | 塩尻市      |
| 11月2日  | 月  | 「子ども・若者育成支援強調月間」街頭啓発活動<br>※中止のため、市内公共施設・駅窓口等にて啓発用ポケットティッシュを配布   |          |
| 12月    |    | 視察研修 ※中止  |          |
| 1月14日  | 木  | 第4回 理事会 ※書面開催にて実施   |          |
| 1月17日  | 日  | 佐久市青少年健全育成市民集会 ※中止  | 市民創錬センター |
| 2月9日   | 火  | 県補導委員会・同補導センター両連絡協議会合同理事会<br>※書面決議にて開催（塩尻市）                     |          |
| 2月12日  | 金  | 「有害環境浄化活動強化月間」「信州あいさつ運動」街頭啓発活動<br>※コロナの感染拡大状況を考慮しながら時期をずらして実施予定 |          |
| 3月5日   | 金  | 第5回 理事会（R2年度活動報告及びR3年度事業計画について）                                 | 市役所南棟    |

6月～2月…学校訪問(市内4小学校・8中学校・8高等学校にて実施)

10月…学校・PTA・少年センターによる合同街頭補導

## 令和3年度 青少年補導活動事業計画（案）

### 街頭補導活動

青少年が集まりやすい場所を重点的に巡回して、不良行為少年などを早期に発見し、適切な注意や声かけをすることにより、少年の非行化を未然に防止し、健やかな成長を支援していく。

- 1 毎週5回（月・火・水・木・金）街頭補導活動を実施  
青少年への「声かけ」や「対話」を積極的に行い、子どもたちと関わりをもつ。  
休日や夜間等も状況に応じて実施。
- 2 小学校・中学校・高等学校への学校訪問を計画的に実施  
市内4小学校（平根・高瀬・佐久城山・白田）・全8中学校・全8高等学校を予定。
- 3 学校職員・PTA（保護者）との合同街頭補導の実施  
10月に実施予定。
- 4 巡回中の注意点・問題事項及び特異事項等の把握

### 環境浄化活動

平成18年10月1日の「佐久市有害図書類等の規制に関する条例」の施行と、地域の皆さんの「有害自動販売機を置かせない運動」により、市内の有害自動販売機は平成19年2月25日全てが撤去された。今後も、有害な図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動を進める。また、有害雑誌やアダルトビデオは、精神的に未発達な青少年に強い性的刺激を与えたり、暴力的、残虐的風潮を助長したりすることも考えられる。このことから、好ましくない社会環境から青少年を守るため、有害環境の監視的役割として有害環境チェック活動等を行う。

- 1 アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の推進
- 2 有害環境チェック活動の実施  
「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」  
「有害環境浄化活動強化月間（7・11・2月）」には特に重点的に実施する。  
特に、青少年に刺激の強い図書類等を取扱う市内の店舗に、青少年健全育成協力店の依頼を行う。
- 3 清掃活動（ゴミ拾い）等の実施

### 啓発活動

日々変化する子どもたちを取り巻く環境を速やかに把握し、関係機関と連携を図りながら青少年のためのよりよい社会環境づくりを推進する。

また、市民が青少年健全育成に理解と認識を深めるよう広報等で啓発する。

- 1 青少年健全育成のぼり旗の設置（7・11・2月の強調月間）と街頭啓発の実施
- 2 メディアの危険性についてのDVDの上映や啓発用パネルの展示
- 3 長野県警薬物乱用防止広報車を活用し、薬物の恐さの啓発
- 4 「信州あいさつ運動」の実施  
家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動。



### 令和3年度 活動計画（案）

7月 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」  
 11月 「子ども・若者育成支援強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」  
 2月 「有害環境浄化活動強化月間」

| 実施日           | 曜日 | 事業内容                            | 実施場所       |
|---------------|----|---------------------------------|------------|
| 4月15日         | 木  | 第1回 理事会                         | 議会棟 全員協議会室 |
| 5月13日         | 木  | 県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）   | 大町市        |
| 5月14日         | 金  | 令和3年度佐久市少年センター補導委員協議会 総会・研修会    | 佐久平交流センター  |
| 6月3日          | 木  | 第2回 理事会                         | 市役所南棟      |
| 6月11日         | 金  | 県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）   | 大町市        |
| 7月3日          | 土  | 中込七夕まつり特別巡回（夜間補導）               | 中込地区       |
| 7月8日          | 木  | 第46回長野県青少年補導活動推進大会              | 大町市        |
| 7月11日         | 日  | 佐久市子どもまつり                       | 市民創練センター   |
| 7月17日<br>予定   | 土  | 岩村田祇園祭特別巡回（夜間補導）                | 岩村田地区      |
| 7月24日<br>予定   | 土  | 野沢祇園祭特別巡回（夜間補導）                 | 野沢地区       |
| 8月7日          | 土  | 臼田よいよやさ特別巡回（夜間補導）               | 臼田地区       |
| 8月14日         | 土  | 浅科どんどん祭り特別巡回（夜間補導）              | 浅科地区       |
| 8月15日         | 日  | 望月榊祭り特別巡回（夜間補導）                 | 望月地区       |
| 8月            |    | 第49回青少年補導センター東信4市連絡会会議（会長・副会長）  | 東御市        |
| 8月下旬          |    | 県補導委員会会長・事務局担当者合同会議（会長出席）       | 岡谷市        |
| 9月2日          | 木  | 第3回 理事会                         | 市役所南棟      |
| 9月または<br>10月  |    | 環境浄化活動（清掃等）                     | 市内         |
| 10月下旬         |    | 青少年補導委員会会長・青少年補導センター所長等合同研修（会長） | 岡谷市        |
| 11月27日        | 土  | 佐久市青少年健全育成市民集会                  | 佐久平交流センター  |
| 11月または<br>12月 |    | 視察研修                            | 未定         |
| 1月13日         | 木  | 第4回 理事会                         | 市役所南棟      |
| 2月中旬          |    | 県補導委員会・同補導センター両協議会合同理事会（会長出席）   | 岡谷市        |
| 3月3日          | 木  | 第5回 理事会                         | 市役所南棟      |

通年：学校訪問（市内4小学校・全8中学校・全8高等学校を予定）

10月：学校、PTA、センター合同街頭補導

# 關 係 資 料

## 「青少年健全育成都市宣言」

次代の日本を担い、明日の佐久市を大きく発展させる者は、青少年であります。

かけがえのない青少年が、豊かな自然環境の中で、心身ともに健やかに育ち、確かな知性と豊かな情操を培い、たくましく生きていく力を貯え、広く社会の発展に役立つ人に成長することは、全市民共通の願いであります。

そのためには、家庭・学校・地域社会・青少年関係団体等は、相互の協調と連携の輪を広げて、市民総ぐるみで青少年健全育成に取り組めます。

また、青少年自身も、社会の期待とその一員としての生き方を自覚し、生きがいをもって、明日の佐久市の大きな発展に向かって努力します。

未来を創造する青少年と、それを支える全市民の願いにより、叡智と情熱で結ばれた理想の郷土佐久市を目指し、ここに、佐久市を「青少年健全育成都市」とすることを宣言します。

平成18年3月23日

佐久市議会議決

佐久市少年センター条例

平成17年4月1日

条例第208号

(設置)

第1条 青少年の健全な育成及び非行化の防止を図るため、少年センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称        | 位置          |
|-----------|-------------|
| 佐久市少年センター | 佐久市中込3056番地 |

(業務)

第3条 センターは、青少年育成補導関係機関、関係団体及び民間有志者の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 青少年の育成及び補導に関すること。
- (2) 青少年の育成及び補導についての調査、研究及び資料収集に関すること。
- (3) 青少年の育成及び補導についての広報に関すること。

(運営協議会)

第4条 センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、佐久市少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有する者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(分科会)

第5条 協議会に次に掲げる分科会を置く。

- (1) 補導分科会
  - (2) 育成分科会
- 2 分科会は、会長の指名する委員をもって組織する。
  - 3 分科会は、協議会から付託された事項を審議するとともに、協議会の決定した方針に基づき専門補導委員、補導委員及び育成推進員を指揮監督する。
  - 4 前条第4項から第7項までの規定は、分科会について準用する。

(専門補導委員及び補導委員)

第6条 青少年を補導するため、専門補導委員及び補導委員を置く。

(育成推進員)

第7条 青少年の健全な育成のため、育成推進員を置く。

第8条 補導委員及び育成推進員（以下「補導委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の補導委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月19日条例第24号）

この条例は、平成28年7月25日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第28号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

佐久市少年センター条例施行規則

平成17年4月1日  
教育委員会規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市少年センター条例（平成17年佐久市条例第208号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定)

第2条 条例第6条の規定による専門補導委員（以下「専門補導委員」という。）及び同条の補導委員（以下「補導委員」という。）並びに条例第7条の育成推進員（以下「育成推進員」という。）は、次に掲げる者のうちから選定する。

- (1) 関係行政機関の職員として従事した経験を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 市内の小学校、中学校及び高等学校の教職員として従事した経験を有する者
- (4) 識見を有する者

2 専門補導委員、補導委員及び育成推進員の人数については、別に定めるところによる。

(協議会への報告)

第3条 条例第5条第1項第1号の規定による補導分科会及び同項第2号の規定による育成分科会は、付託事項の審議の結果並びに専門補導委員、補導委員及び育成推進員の活動の経過及び結果を条例第4条第1項の規定による佐久市少年センター運営協議会に報告しなければならない。

(職務)

第4条 専門補導委員及び補導委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の補導及び相談に関すること。
- (2) 青少年の指導に関係する他の機関及び団体との連絡及び協調に関すること。
- (3) 青少年の指導に関する調査研究、資料の収集及び広報に関すること。

2 育成推進員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域青少年育成会及び青少年団体の育成、活動の推進等に関すること。
- (2) 児童委員の活動、非行防止の活動、環境の浄化活動等に協力すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成のための諸活動に関すること。

(職員)

第5条 佐久市少年センターに所長及び次長を置く。

2 前項に定めるほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(設置)

第 1 条 佐久市少年センター育成推進員相互の融和と情報交換を図るとともに、青少年の健全育成を広く市民に啓発することにより、地域における青少年の健全育成活動の促進を図ることを目的として佐久市少年センター育成推進協議会（以下「協議会」という。）をおく。

(事業)

第 2 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (2) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (3) 青少年の非行防止のための諸活動
- (4) 青少年の健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- (5) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (6) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (7) 地域における青少年育成組織の結成を促進するための諸活動
- (8) その他協議会の目的を達成するために必要な諸活動

(組織)

第 3 条 協議会は、佐久市少年センター育成推進員をもって組織する。

(役員)

第 4 条 協議会に次の役員をおく。

- 会 長 1 人
- 副会長 3 人
- 理 事 20 人
- 監 事 2 人

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を行う。
- 4 監事は、協議会の監査に当たる。

(役員を選任)

第 5 条 会長、副会長及び監事は、理事の互選によりこれを定める。

- 2 理事は、第 10 条に規定する地区協議会の代表者をもって充てる。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は、2 年とする。ただし、少年センター育成推進員の在任期間中とする。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第 7 条 協議会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

- 2 総会は、協議会の最高機関であって全会員をもって構成し、毎年 1 回以上会長が招集する。
- 3 理事会は、総会に代わる議決機関であって、第 4 条に定める役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(会議の運営)

第8条 総会及び理事会は、それぞれの構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、再招集の場合は、この限りでない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(地区協議会)

第9条 次の表に定める地区において、協議会の地区協議会をおく。

| 地区協議会設置地区名   |       |
|--|-------|
| 岩村田地区 小田井地区 平根地区 中佐都地区 高瀬地区 野沢地区 桜井地区<br>岸野地区 前山地区 大沢地区 中込地区 平賀地区 内山地区 三井地区 志賀地区<br>区 田口地区 青沼地区 臼田地区 切原地区 中津地区 甲地区 南御牧地区 本<br>牧地区 布施地区 春日地区 協和地区 |       |
| 合計   | 26 地区 |

(地区協議会の組織)

第10条 地区協議会は、前条に定める地区の佐久市少年センター育成推進員をもって組織する。

(地区協議会の会議)

第11条 地区協議会の会議は、必要に応じて地区協議会の会長が招集する。

(経費)

第12条 協議会の経費は、会費、寄附金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、佐久市教育委員会内におく。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成17年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。



佐久市少年センター補導委員協議会規約

平成 17 年 5 月 19 日

(設置)

第 1 条 少年センター補導委員相互の親睦と情報交換をはかり、青少年の補導に寄与し、青少年の健全育成をはかるため、佐久市少年センター補導委員協議会をおく。

(事務局)

第 2 条 協議会の事務局を、教育委員会内におく。

(事業)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 補導技術向上をはかるための事業
- (2) 会員相互の親睦と情報交換
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 協議会は、佐久市少年センター補導委員をもって組織する。

(機関)

第 5 条 協議会に、次の機関をおく。

(1) 総会

(2) 理事会

2 総会は、協議会の最高機関であって、全会員をもって構成し、毎年 1 回以上会長が招集する。

3 理事会は総会に代わる議決機関であって、第 7 条に定める役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(会議の運営)

第 6 条 総会及び理事会は、それぞれの構成員の過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、再招集の場合はこの限りではない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第 7 条 協議会に、次の役員をおく。

会長 1 人

副会長 3 人

理事若干人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(役員を選任)

第 8 条 会長・副会長は理事より選出し、理事は班長とし、班長は班の互選とする。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(補則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 佐久市有害図書類等の規制に関する条例

平成18年6月28日

条例第43号

### (目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類等を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成を図ることを目的とする。

### (この条例の解釈及び適用)

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人に対しても、その自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者(婚姻により成年に達したとみなされた者を除く。)をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、文書、図画、音盤(録音テープを含む。)、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像又は音声記録されているものをいう。
- (5) がん具類 がん具その他これに類するものをいう。

### (市の責務)

第4条 市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を策定し、及び実施するとともに、市民による青少年の健全な育成に関する活動を支援するものとする。

### (市民等の責務)

第5条 市民は、青少年の健全な育成を図ることが市民に課せられた責務であることを深く認識し、相互に連携して、青少年を健全に育成するため、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年を健全に育成することがその責務であることを深く自覚し、青少年を常に温かい環境の中で保護し、及び教育するように努めなければならない。
- 3 何人も、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類を青少年に読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。
- 4 何人も、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるがん具類を青少年に所持させないように努めなければならない。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な成長を阻害することのないように努めなければならない。

### (図書類の販売等をする者の自主規制)

第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の販売又は貸付けについては、他の図書類と区別し、青少年の目

に直接触れないように、営業所内の容易に監視することのできる場所に専用のコーナーを設けるとともに、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をするように努めなければならない。

(自動販売機等の設置の届出)

第8条 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)を用いて図書類又はがん具類(専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条及び附則第2項において同じ。)の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするための自動販売機等を設置するときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の20日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)
- (3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
- (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
- (6) 自動販売機等を管理する者(以下「自動販売機等管理者」という。)の氏名、住所及び電話番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項第6号の自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であつて、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が次条第1項に規定する有害図書類又は同条第2項に規定する有害がん具類に該当することとなつた場合に、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去することができる者でなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又はその廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

(有害図書類等の自動販売機等への収納の禁止、有害図書類等の撤去の命令等)

第9条 自動販売機等を用いて図書類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当する図書類(以下「有害図書類」という。)を自動販売機等に収納してはならない。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数が、20ページ以上あるもの又は当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) 卑わいな姿態等を被写体とした写真(印刷されたものを除く。)で規則で定めるもの
- (3) カード、ちらしその他これらに類する印刷物であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの

- (4) フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・バイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像が記録されているもので、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20場面以上あるもの若しくは総場面数の3分の1以上を占めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が、その内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認めて指定したもの
  - ア 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
  - イ 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
- 2 自動販売機等を用いてがん具類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当するがん具類（以下「有害がん具類」という。）を自動販売機等に収納してはならない。
  - (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
  - (2) 下着の形状をしたもの
  - (3) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めて指定したもの
- 3 市長は、第1項第5号又は前項第4号の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなつたときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去しなければならない。
- 5 市長は、第1項、第2項又は前項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納している者に対し、期限を定めて、当該有害図書類又は有害がん具類の撤去を命ずることができる。

(適用除外)

第10条 前2条の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(審議会への諮問)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、次条に規定する佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認められるときは、この限りでない。

(1) 第9条第1項第5号又は第2項第4号の規定による指定をしようとするとき。

(2) 第9条第5項の規定による命令をしようとするとき。

2 市長は、前項ただし書の規定により佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定又は命令をしたときは、その旨を速やかに佐久市青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

(審議会の設置)

第12条 市長の諮問に応じ前条第1項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ青

少年の保護及び育成に関する重要事項を調査審議するため、佐久市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第13条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第14条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第16条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の事務について委員を補佐する。

（立入調査等）

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員に、営業を行っている時間内に、図書類又はがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入り、当該自動販売機等を調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第9条第5項の規定による命令に従わなかった者
- (3) 第17条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は同項の規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

（両罰規定）

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市有害図書類等の規制に関する条例（平成18年佐久市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(自動販売機等の設置の届出書等)

第3条 条例第8条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、その法人の登記事項証明書）
- (2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置及び自動販売機等に収納する物品について承諾していることを証する書類
- (4) 自動販売機等管理者の住民票の写し
- (5) 自動販売機等管理者が次条第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

3 条例第8条第3項の規定による変更又は廃止の届出は、自動販売機等届出事項変更（廃止）届出書（様式第2号）によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 前項第1号に掲げる書類
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 前項第2号及び第3号に掲げる図面及び書類
- (3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更 前項第4号及び第5号に掲げる書類

4 条例第8条第4項の規定による表示は、自動販売機等届出済証（様式第3号）によるものとする。

(自動販売機等管理者の要件)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、自動販売機等取扱業者から一切の権限を付与されていること。
- (4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。

(有害図書類等の基準)

第5条 条例第9条第1項第1号から第3号までに規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 大たい部を開いた姿態
- イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- ウ 男女間の愛ぶの姿態
- エ 自慰の姿態
- オ 排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交又はこれを連想させる行為
- イ 強性交等その他のりょう辱行為
- ウ 同性間の行為
- エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第9条第1項第4号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

3 条例第9条第1項第5号アに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、若しくは描写し、正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (2) 性交、自慰、変態性欲に基づく性行為その他の性行為を露骨に表現し、又は描写しているもの
- (3) せりふ、説明、口上、音楽等が正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

4 条例第9条第1項第5号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 暴力をことさら讃（さん）美するような表現をし、又は描写をしているもの
- (2) 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (3) 殺人、傷害、暴行、強盗等の準備若しくは実行行為の手段若しくは経過を詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

5 条例第9条第2項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させて人形となるものを含む。）

（指定の公示）

第6条 条例第9条第3項の規定による指定の公示は、佐久市公告式条例（平成17年佐久市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（立入調査員の指定）

第7条 条例第17条第1項の規定により立入り、調査等を行う者の指定は、佐久市教育委員会事

務局及び教育機関の職員のうちから行うものとする。

(立入調査員証)

第8条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第4号)によるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成29年11月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。



「佐久っ子だより 夏の号」

2020年 7月~9月 夏の号

佐久市少年センター情報誌

# 佐久っ子だより



表紙写真に絡織の入形等の作り方はこちら!

夏休み! 遊ぼう! 学ぼう! 読もう! 遊ぼう!

## Let's Go 佐久っ子!

毎月11日は「佐久っ子の日」! 毎月5日(金曜日)は「読書の日」です。

佐久市少年センターを紹介します

○佐久市少年センターをご存知ですか?  
佐久市少年センターは、「佐久市少年センター設置条例」に基づき設置され、青少年の健全育成や非行防止を目的として、様々な活動を行っています。  
今回、佐久市少年センターの活動の一部をご紹介します。

- 街頭補導活動  
青少年の非行を未然に防ぐため、また、子ども達が安全に過ごすことができるよう、週5回、青少年が集まりやすい場所を中心に、地域を巡回しています。
- 育成会活動  
地域の特色を活かした文化活動やスポーツ活動、郷土の伝統文化を継承する活動、奉仕活動、レクリエーション活動等の体験活動を支援するとともに育成会の組織づくりを推進しています。
- 環境浄化活動  
有害ごみ焼却を促進させない運動や若書き等への対応をしています。また、青少年が訪れる可能性のあるゲームセンターや市内店舗等に、子ども達への「声かけ」や「健全育成」への協力をお願いしています。
- 啓発活動  
市内での街頭啓発や、長野県警の薬物乱用防止啓発を活用した薬物の怖さについての啓発などを行っています。
- 青少年体験活動コーディネート  
子ども達を対象にした地域のイベント(夏祭り運動)や、学校での体験活動、ボランティア活動を支援するため、指導者の紹介やコーディネートをしています。どんな活動をしたらいかがいかわからない一帯指導者や講師を探している一帯なお悩みをお持ちの方は是非ご相談ください。

発行 佐久市少年センター  
事務所 〒385-8501 佐久市中央305番地 佐久市役所南棟3階  
佐久市教育委員会 社会教育部 生涯学習課 青少年課  
電話 62-0671 FAX 64-6132  
※ 地域活動の開催費や印刷費等は別添付しします。  
※ 各課活動等の開催に中心します。  
※ この情報誌への掲載・ご要望をお待ちしております。

毎月11日は「佐久っ子の日」! 毎月5日(金曜日)は「読書の日」です。

「佐久っ子だより 秋の号」

2021年 1月~3月 冬の号

佐久市少年センター情報誌

# 佐久っ子だより



日曜絵画展 佐由崎々莉 さん(7歳)の作品  
「かわいいゆきだるま」

## Let's Go 佐久っ子!

毎月11日は「佐久っ子の日」! 毎月5日(金曜日)は「読書の日」です。

銀河連邦子ども留学交流をご紹介します!

佐久市では、秋田県秋田市の子どもたちと一緒に、留学交流を通して両市の絆を深めると共に、多岐分野の経験と心を育める機会として、毎年子ども留学交流を行っています。夏に秋田県秋田市の子どもたちが集まり、さまざまな体験を通して交流を深めています。  
今回は令和元年度にサウジアラビア(東部州)で開催された交流の様子をご紹介します。国内から2組の7組(男女計40名)の児童が参加し、佐久市からは小学5年生ら6名が代表で交流に参加しました。



この交流では、秋田県秋田市の各国民の小学5年生が参加し、それぞれの秋田市の紹介や、秋田県内から秋田県と交流を深め、交流を深めます。  
今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら中止となってしまいましたが、今年も継続して交流を行っていく予定です。ぜひ、銀河連邦子ども留学交流に参加してみてください。

発行 佐久市少年センター  
事務所 〒385-8501 佐久市中央305番地 佐久市役所南棟3階  
佐久市教育委員会 社会教育部 生涯学習課 青少年課  
電話 62-0671 FAX 64-6132  
※ 地域活動の開催費や印刷費等は別添付しします。  
※ 各課活動等の開催に中心します。  
※ この情報誌への掲載・ご要望をお待ちしております。

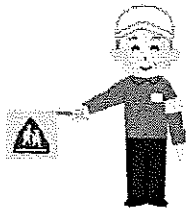
毎月11日は「佐久っ子の日」! 毎月5日(金曜日)は「読書の日」です。

**地域の育成会活動をご紹介します!**

**(大和田地区地域見守り隊の方々へのお礼の会)**

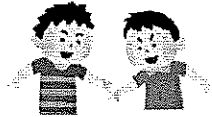
大和田地区青少年健全育成会では、8月4日に大和田公会場で、「地域見守り隊の方々へのお礼の会」を行いました。当初は、見守り隊の方々との食事会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により内容を変更し、じゃんけん大会を行いました。

じゃんけんを勝ち抜いた児童には景品が贈られ、参加した児童も夢中になって楽しんでいました。



普段、児童の交通安全のためにボランティアで活動してくださっている地域見守り隊の方々へ、児童が感謝の気持ちを込めて書いたメッセージカードとお礼の品をプレゼントしました。地域見守り隊の方々は、児童からのプレゼントを大変喜んでくださいました。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年通りの育成会活動が難しい状況ではありますが、地域見守り隊の方々への感謝の気持ちを伝える機会を得て、一層、地域の安全対策について考えることができました。



少年センターだより



11月11日は「信州あいさつの日」・11月15日は「家庭の日」です。 青少年に関するご相談は少年センターへ ☎62-0671 (市役所南棟3階)

**啓発用ポケットティッシュを配布しました**

毎年11月は、全ての子ども・若者が健やかに成長し、全ての若者が自立・活躍できる社会の実現を目指して、家庭や行政、学校、企業、地域等が協力して育成支援に取り組む「子ども・若者育成支援強調月間」となっています。

今年は佐久少年センターでは、コロナ禍でモヤモヤした気持ちや悩みを抱える子ども・若者に向けて、様々な相談窓口を紹介できるよう、オリジナルの啓発用ポケットティッシュを作成しました。

例年は他の関係機関と一緒にJR岩村田駅前のロータリーで朝の街頭啓発を行っていますが、今年は新型コロナウイルス感染防止のため、直接ティッシュを手渡しながら声かけをする街頭啓発の実施は難しいと判断しました。そこで、駅の窓口や公民館、図書館や子ども達の利用する自習室等の窓口に置かせていただきました。

その結果、1ヶ月で合計2,300個以上のポケットティッシュを配布することが出来ました。コロナ禍の中で、直接的な手段がなかなか取れない状況ではありますが、子どもや若者の皆さんへ支援の手が届くように、工夫をして活動していきたいと思えます。




少年センターだより



1月11日は「信州あいさつの日」・1月17日は「家庭の日」です。 青少年に関するご相談は少年センターへ ☎62-0671 (市役所南棟3階)

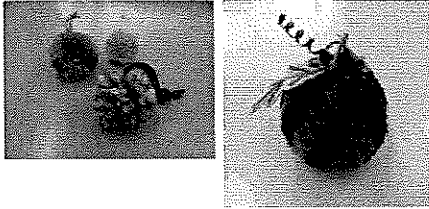
佐久市ホームページ掲載「お家でできるものづくり紹介」  
「毛糸のポンポン」

トップページ > 子育て・教育 > 生涯学習 > 夏休生 > お家で作ろう！毛糸のポンポン



## お家で作ろう！毛糸のポンポン♪


更新日：2020年4月23日



新型コロナウイルス感染症の影響で、学校も休校となり、外出もあまりできない子ども皆さんへ向けて、お家でできるモノづくりなどを紹介していきたいと思えます。  
第1弾は毛糸のポンポンの作り方です！  
色の組み合わせ次第で自分のオリジナルポンポンが作れますよ♪

手作り縁日「ふよふよ金魚すくい」

トップページ > 子育て・教育 > 生涯学習 > 夏休生 > お家でできる！？手作り縁日！

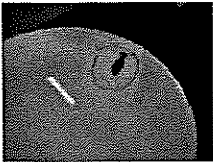


## お家でできる！？手作り縁日！

更新日：2020年7月22日

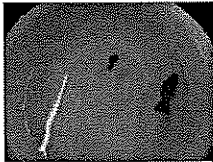
暑い夏がやってきました！  
例年であればお祭りが楽しみな時期ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、今年はお祭りが中止になってしまいました。  
そこで！  
お家でできる手作り縁日をご紹介します！  
ぜひお家で試してみてください♪

### ふよふよ金魚すくい



お祭りといえば・・・そう！金魚すくい！！  
「本物の金魚すくいをおうちで」は難しいですが・・・おうちでできるこんな金魚すくいはいかがでしょうか？

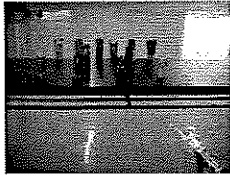
### ホワイトボードマーカーで簡単金魚すくい



水をはった洗面器の中も金魚が気持ちよさそうにただよっています。  
実はこれ、ホワイトボードマーカーで書いた金魚なんです！

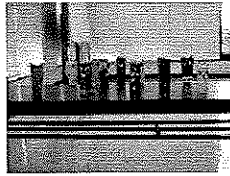
## 手作り縁日「輪ゴムで射的」

### 輪ゴムで射的



続いてご紹介するのは、こちらもお祭りの名物！射的ですよ！  
射的も鉄砲も手作りしちゃいましょう♪

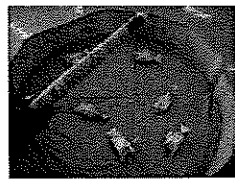
### わりばし鉄砲とエコおクラフトで作る射的



この射的の的・・・実はトイレットペーパーの芯で作ってあるんです！  
サルやサメやタコ・・・アレンジはあなた次第！  
この的を、わりばしで作った鉄砲を使って、倒してみよう！

## 手作り縁日「お魚釣り」

### まるで釣り堀?? 手作りでお魚釣り



続いては、お祭りでは珍しいかもしれませんが、手作りのできる「魚釣り」のご紹介です！  
お魚も釣り竿も、手作りして遊んじましょう♪

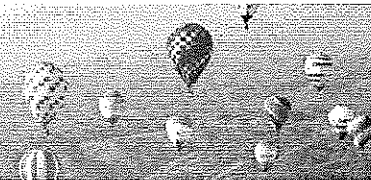
### 磁石と使用済み封筒を使ったお魚釣り



ここにあるお魚、実は使用済みの空き封筒で作られているんです！  
アレンジ次第でいろいろなお魚が作れちゃいますよ♪  
さっそく磁石の付いた手作りの釣り竿で釣ってみましょう！

## 「麻糸でつくる帽子」

### つくってみよう！麻糸で作る帽子



更新日：2020年6月5日

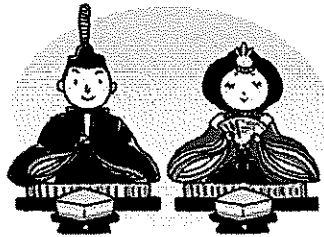


新型コロナウイルス感染症の影響で、あまり外出できない子どもたちの皆さんへ向けて、お家でできるモノづくりなどを紹介していきたいと思ひます。  
第3弾は麻糸とペットボトルキャップで作る帽子の作り方です！

# 令和2年度 3月の補導活動

佐久市少年センター

- 1 街頭補導実施回数 22回
- 2 延べ従事補導委員数 99人
- 3 相談件数 0件
- 4 補導した少年数 0人
- 5 声かけ人数 361人



## 3月の補導日誌から

3月1日(月) 7班 (M・T記)

巡回経路 大型ゲームセンター → ビデオ販売&書店 → ネットカフェ  
→ ゲームセンター → ビデオ販売・レンタル店

### 補導の様子

高校3年生が自宅研修になり、ゲームセンター等に少し見られた。ネットカフェには、安価な食べ物や自由に読める雑誌等もあり、平日でも利用する方が多かった。中・高校生はいない。どのお店でも小・中・高校生は、お店の決まりを守り、困っていることはないとのことだった。小・中・高校生は各個人でスマホ等を持っているので、ゲームセンターより家庭で遊んでいるようである。

3月2日(火) 12班 (Y・S記)

巡回経路 野沢会館 → カラオケ店 → 大型スーパー → 佐久平駅前交番  
→ 野沢会館

### 補導の様子

久しぶりの雨の中での巡回でした。下校途中の小学生が傘をさして仲良く歩いていました。カラオケ店の店員さんのお話では「最近は大学生のお客さんが多い」ということでした。大型スーパーは、大変なにぎわいでした。ゲームコーナーでは本日卒業式があった高校3年生がグループ毎に大勢来ていました。フードコートでもたくさんの人たちが談笑していました。巡回の終わりころには、雪まじりの雨になっていました。

3月3日(水) 8班 (N・M記)

巡回経路 平根児童館 → 東児童館 → 岩村田駅

### 補導の様子

平根児童館では気温が低いにもかかわらず、館外で元気に遊ぶ児童が何人もいました。高校生から自作の『鬼滅の刃』の絵をもらって塗り絵を楽しむことで、子どもたちが絵を描く刺激となっているようです。東児童館では、窓を全開にしてコロナの感染予防対策をしていました。館内行事ができない状況ですが、個人で遊べる『けん玉』が流行っているとのことでした。平根・東の両児童館とも子どもたちが元気にあいさつをしてくれました。岩村田駅では、到着電車の時間帯ではなかったため、駅待合室付近には利用者がいませんでした。トイレと駐輪場も確認しましたが問題はありませんでした。

3月4日(木)

20班 (S・Y記)

**巡回経路** 望月支所 → 望月図書館 → 望月バスターミナル  
→ 若駒児童公園 → 望月児童館 → 望月支所

**補導の様子**

望月図書館には利用者はなく、コロナ禍の影響を感じましたが、望月小学校通学路では児童が元気に集団下校している様子が見られました。また、望月児童館で館長さんからお話を伺いました。利用する児童は以前の半分ほどの20人程度とのことでした。雪も解け寒さも少し和らいだ庭で、2人の児童が元気いっぱいサッカーをしている姿を見て安堵しました。



3月8日(月)

16班 (I・I記)

**巡回経路** 中込駅 → 成知公園 → 中込児童館 → 学童保育

**補導の様子**

春めいてきた通学路を徒歩で巡回をおこないました。下校時とも重なり多くの児童が元気にあいさつを返してくれました。成知公園には学童保育の児童と職員がおり、30名くらいが元気に遊んでいました。子どもの声に活気があり、こちらもパワーをもらった感じです。中込児童館では連日50名程の利用があるとのこと。市内のコロナ感染症の状況が落ちついてきたこともあり、17日の中込小学校の卒業式は在校生も一緒に出席できるとのことでうれしく感じます。

3月9日(火)

1班 (N・M記)

**巡回経路** 浅間会館 → 枇杷坂公園 → 岩村田駅 → ゆりのき公園 → 浅間会館

**補導の様子**

十数年前、我が子の小学校入学を機に登下校の子ども達へのあいさつや声かけ等ちょっとした見守り隊のようなことをしました。それも我が子の小学校卒業と同時に終了、そんな頃にいただいたのが補導委員の活動。8年間参加させていただき、たくさん子ども達にあいさつや声かけをしました。また、学校で貴重なお話をお聞きしたり、専門補導委員さんや活動仲間ともいろいろなお話をしました。小さな活動ではありましたが、このような地道な活動が子ども達の大きな安心感や健全育成につながっていると信じています。補導委員の活動は卒業しますが、学ばせていただいたことをこれからも活かし、日常の中で子ども達とあいさつを交わすなど微力ながら地域への貢献ができるのではないかと考えています。8年間お世話になりました。ありがとうございました。

3月10日(水)

9班 (O・T記)

**巡回経路** 野沢会館 → 県民佐久運動広場 → 野沢児童館 → 中嶋公園 → 城山公園

**補導の様子**

県民佐久運動広場脇の体育館では、シニアクラブ8人のテニス練習がみられました。グラウンドでは中学3年生5人がバッティング練習に励んでいました。声かけをしたら、高校進学が決まって野球を続けるということでした。野沢児童館では、約40人が利用していると伺いました。中嶋公園では、生徒や児童らしい姿は見えませんでした。城山公園では、中学生の男女グループ5人がサッカーボールで遊んでいたのが声かけをしたところ、昨日、入試が終わったところでリラックスするために遊びに来たということでした。

3月11日(木)

13班 (K・H記)

巡回経路 横町公園 → 橋場公園 → 成田公園 → 学童保育  
→ 中込児童館 → 成知公園 → 佐太夫町公園 → サングリモ

補導の様子

横町公園、橋場公園、成田公園を巡回したが、子どもの姿は見えなかった。学童保育では、おやつが終わり校庭に遊びに出かけるところであった。26人の利用があったとのこと。中込児童館では、40人くらいの来館があった。成知公園には5～6組の親子連れが楽しそうに遊んでいた。下校途中の中学生と会うと「こんにちは」と元気よくあいさつをしてくれた。

3月12日(金)

2班 (M・M記)

巡回経路 大型スーパー → 市民交流ひろば → ミレニアムパーク  
→ 佐久平駅 → 大型スーパー内ゲームコーナー・フードコート

補導の様子

曇りの天気だが気温は比較的高く春が目前。市民交流ひろばでは中学生6名がサッカーボールで遊んでいた。ミレニアムパークではバスケットコートやプレイサークルで中学生らしき数名がボール遊びやスケートボードに興じていたが特に問題なし。木々が春の準備を進めており、桜の花の蕾も膨らんでいるように思えた。佐久平駅では新幹線待ちの人が数名、小海線は上り方面が発発した後で人影なし。大型スーパーのゲームコーナーを覗くと少し賑わっている。小さな子どもが親御さん付き添いで4組ほどゲームをしている。他にゲームをしている若者が数名、特に問題ない。フードコートには数組がいた。コロナ禍のせいかどこも外出している人が少ない。特別なこともない平穏な巡回でした。

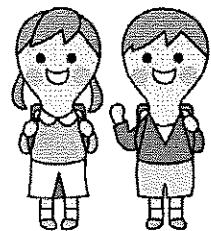
3月15日(月)

17班 (I・H記)

巡回経路 田口児童館 → 青沼児童館 → 切原児童館

補導の様子

帰宅途中の子どもたちを見かけましたが、楽しそうに談笑していました。児童館では、皆が明るく受け答えをしてくれます。どの児童館でも子どもたちは楽しそうでした。ほのぼのとした巡回補導でした。



3月16日(火)

3班 (K・M記)

巡回経路 大型ゲームセンター → 平根児童館 → 東児童館 → 鼻顔公園  
→ 大型ゲームセンター

補導の様子

本日は市内の小学校で終業式があったようです。平根児童館は低学年16人が利用、高学年はこれから来館とのこと。来館後30分は勉強時間を設けているそうです。東児童館は20人の利用、来館後16時まで勉強時間を設けているそうです。どちらの児童館も気を落ち着かせ、けがのないよう時間を設けていると話されていました。鼻顔公園では、親子2組が遊んでいましたが、早くコロナが収束し、多くの子ども達が遊べる日が来ることを願うばかりです。

3月17日(水)

10班 (S・T記)

**巡回経路** 野沢会館 → 野沢南高校付近通学路 → 野沢児童館  
→ 中嶋公園 → ぴんころ地蔵尊通り → 城山公園 → 野沢会館

#### 補導の様子

小・中学校の卒業式前後の巡回ということもあり、いつもより大勢の子どもたちとの出会いがありました。県民佐久運動広場では2人の中学生と会話ができました。野沢児童館では館外で、元気よく砂遊びをしている姿を見ることができました。ぴんころ地蔵尊通りの交差点では、自転車に乗った2人の児童と出会い、将来なりたい職業を聞くと、各々「パイロット」と「小説家」と話してくれて会話が弾みました。城山公園では中学生15人ぐらいがボール遊びや談笑をしていました。最初、警戒している雰囲気がありましたが、すぐ打ち解けて当日の卒業式や最近の学校の様子などを聞くことができました。

3月18日(木)

4班 (Y・T記)

**巡回経路** 大型スーパー → 市民交流ひろば → ミレニアムパークのプレイサークル  
→ 佐久平駅前交番 → 大型スーパー店内ゲームコーナー

#### 補導の様子

風のない暖かな日差しの中、市民交流ひろばは人が多くワクワクする。小学校を卒業したばかりという5人に声をかけをしました。市民交流ひろば管理事務所に最近の様子を伺うと、特に変わったことはないとのことでした。ミレニアムパークのプレイサークルのバスケットコートでは、中学校を卒業したばかりの生徒11人が清々しい受け答えをしてくれました。スケートボード場では3人が練習をしていました。1人に話を伺うと「ゴミ拾いも日常的に行っている。市の担当者が時々来て整備・修復をしてくれている」とのことでした。佐久市には様々な施設があるのですから、子どもたちが安全に楽しく自由に利用できる設備・環境を整えるとよいと思います。佐久平駅前交番に寄って最近の様子を伺うと、下校時に知らない人から声をかけられた等の相談が複数あるという。大型スーパー内ゲームコーナーでは、卒業式を終えた多くの中学生や高校生がおり声をかけをした。

3月19日(金)

14班 (K・M記)

**巡回経路** 中込駅 → 成知公園 → 中込児童館 → 学童保育  
→ 佐太夫町公園 → 水上公園 → 横町公園

#### 補導の様子

小学生が自転車に乗ってガード下で止まったので声をかけしたが返事がなかった。成知公園では、親と子ども3人ほどいたが、親は子どもを見ているのか？携帯を見ているのか？分からなかった。児童館では、子ども25人ぐらいが遊んでいた。職員から児童の様子を聞いた。学童保育では、屋根に上がったバドミントンの羽を子ども達が取ろうと工夫しているのを職員がじっと見守っていた。



3月22日(月)

19班 (Y・A記)

**巡回経路** 浅科支所 → コンビニ2店舗 → カラオケ店 → あさしな児童館

#### 補導の様子

庄の上公園では、児童4人がボール遊びをしておりました。カラオケ店は新型コロナにより、来客は「なし」とのことでした。あさしな児童館では、児童20



人ほどが元気に遊んでおりました。なお、今回で任期は終わりますが、これからも子どもたちへの見守り、声かけを心がけたいと思います。

3月23日(火)

5班 (O・M記)

**巡回経路** ビデオ販売&書店 → スロット店 → ネットカフェ → ゲームセンター  
**補導の様子**

ビデオ販売&書店には、成人の客が2~3名。スロット店の従業員に話を聞くと「未成年者が入場しないよう声かけや館内放送を行っている」とのこと。ネットカフェにはダーツやビリヤードをしている成人が数名。従業員は、「未成年者への酒の提供には気をつけている」とのことでした。巡回中に声かけした高校生はしっかりとした返答をしてくれた。

3月24日(水)

11班 (U・T記)

**巡回経路** 野沢会館 → 取出町ふれあい公園 → 旧大沢小学校 → 前山地区運動公園  
→ 泉児童館 → 岸野児童館 → 城山公園 → 野沢会館

**補導の様子**

野沢会館の自習室では6人が真剣に勉学に取り組んでいる姿が見られた。取出町ふれあい公園は誰もいなかった。旧大沢小学校グラウンドでは児童が1人で夢中になって遊んでいる様子があった。前山地区運動公園では女兒を含む少年野球チームが元気よく練習に励んでいた。隣の空き地で仲良く話していた女子4人に声かけをしたところ、高校進学を控えた生徒とのこと。記念写真のシャッターの依頼をされた。泉児童館では29人の利用児童があり、春休みに入り、人数が倍増しつつあり、弁当持参で1日中利用する児童もあるとのことでした。岸野児童館での利用児童は11人で、普段は約20人の利用があるが、春休みになって少なくなっているとのこと。城山公園では中学進学を控えた男児4人がバスケットをして遊んでいた。中学では野球部に入りたい旨の話もあった。

3月25日(木)

6班 (H・T記)

**巡回経路** 市民交流ひろば → ミレニアムパーク・プレイサークル → 佐久平駅  
→ 大型スーパー及びゲームコーナー及びフードコート

**補導の様子**

春休みのせいか、市民交流ひろばでは、大勢の家族連れでにぎわっていた。中には年配の方の穏やかな姿も見受けられ、ほんのりとした気持ちになった。ミレニアムパークのプレイサークルのバスケット場では、男女12~13人がバスケットボールを仲良く楽しんでいた。中学校の同級生であり卒業生と話してくれた。感心したことは、全員がマスクを着けてゲームをしていたことである。大型スーパー店内のゲームコーナーでは、予想したより人出は少なかったが、係員に話を聞くと、土曜、日曜日はにぎわうとのこと。ゲームコーナーで子どもたち5~6人に声かけしたが、皆が素直で感じがよく安心した。



3月26日(金)

18班 (A・A記)

**巡回経路** 白田交番 → 切原児童館 → 稻荷山公園 → 白田児童館  
→ 白田交番

## 補導の様子

切原児童館は7名、臼田児童館は20名、春休み中で朝8時～18時までの昼食持参の10時間。庭で縄跳び、勉強に、またDVDを観たりしているとのこと。子どもたちも1日10時間の児童館生活は、大変だと思った。稲荷山公園では、駐車場に25～26台、親子連れ、小学生同士、大人の散歩の人も。新設されたすべり台で楽しんでいる50～60名のにぎやかな広場になっていました。

3月29日(月)

15班 (F・S記)

巡回経路 中込駅 → 成知公園 → 中込児童館 → 学童保育 → 中込駅

## 補導の様子

中込駅から成知公園に向かう途中で中学校を卒業したという3組の計7人の生徒の他、男子生徒1人と3人の女子生徒と出会ったが、各々全員が爽やかな笑顔であいさつをしてくれて、コミュニケーションがとれたと感じた。成知公園では御祖父さんと孫2人と幼児と母親の2人がボールで楽しそうに遊んでいた。中込児童館では、20人の児童が利用していた。職員の方は、1年間、新型コロナウイルス感染症の予防対策に追われたが、無事にここまで来られたことを喜んでおられた。学童保育に立ち寄って伺ったところ、児童は市民交流ひろばへの遠足に行っているとのことでした。学童保育の先輩たちが子どもの対応の応援に時々来てくれて、頑張ることができたと、職員は感謝していた。

## ＜3月の補導を終わって。 専門補導委員＞

春の訪れが遅い佐久平ですが、すでに桜は満開、今年は例年よりも早く春がやってきました。進学・進級、就職等人生の旅立ちの希望に満ちた4月、とてもうれしく思う出来事がありました。18歳の時に白血病が判明、2年余りの闘病、一時は体重が15kgも減少した池江璃花子選手。先日行われた東京五輪代表選考会を兼ねた日本選手権大会で見事優勝、東京五輪の代表に内定しました。レース終了後、プール内での涙、さらにインタビューで「自分がすごく辛くてしんどくても、努力は必ず報われるんだなと思いました。」とのコメントに、思わず感涙にむせびました。池江選手の言動は、将来を担う青少年はもとより、私たち大人にも苦難に負けない強い気持ちとたゆみない努力の大切さを教えてくださったと思います。

さて、

4月15日(木) 第1回佐久市少年センター補導委員協議会理事会

於 市役所議会棟2階 全員協議会室(令和3年度 理事)

5月14日(金) 令和3年度佐久市少年センター補導委員協議会総会

於 佐久平交流センター(令和3年度 補導委員)

を予定しております。

青少年の健全育成にご尽力いただきました大勢の補導委員の皆様が本年3月で任期満了となりました。短い方で1年間、長い方で20年間、補導委員として活動いただきました。本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。補導委員の任期は満了となりますが、今後もそれぞれのお立場で青少年の健全育成にご尽力いただければ幸いです。皆様のご多幸ご健勝をご祈念申し上げます。また、令和3年度以降も補導委員として活動いただきます皆様には、今後もこれまでと変わらぬ青少年健全育成活動をお願いいたします。